

平成24年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

平成25年8月21日
国立大学法人金沢大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成24年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成24年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成22年2月5日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④省エネルギー改修事業（ESCO事業）、⑤建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務のうち、以下の通り環境配慮契約がなされた。

②自動車の購入及び賃貸借に係る契約では、2台の賃貸借を行ったが、本学規程により入札に付する契約に該当しない少額調達であったため、購入価格及び環境性能を総合的に評価する方式（総合評価落札方式）による契約の実施を行わなかった。

なお、電気の供給、船舶の調達、省エネルギー改修事業（ESCO事業）、及び建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務については該当する案件がなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境配慮契約を推進するための本学における体制として、環境省が主催した環境配慮契約基本方針全国説明会に参加した。
- 環境配慮契約法及び基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進するよう学内に周知を図った。